

事務連絡
令和2年12月7日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会長 西山 周 様

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課長
(公印省略)

廃棄物処理業者等においてクラスターが発生した場合の対応について

日頃から、本県の環境行政の推進について格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課及び廃棄物規制課から、令和2年11月27日付け事務連絡にて、産業廃棄物処理業者でクラスターが発生した場合は、本県を經由して環境省へ連絡するよう依頼がありました。

つきましては、万一県内の産業廃棄物処理業者においてクラスターが発生した場合には、速やかに本県（下記連絡先）までその旨の連絡がなされるよう、貴協会会員への周知についてご協力をお願いします。

また、貴協会におかれましても、貴協会員のクラスター発生情報を把握された場合には、本県までご連絡頂きますようお願いいたします。

【担当】

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課

産業廃棄物係 大内、山内

TEL: 089-912-2358

FAX: 089-912-2354

事務連絡
令和2年11月27日

各都道府県・政令市

一般廃棄物行政主管部（局）御中

産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

廃棄物処理業者等においてクラスターが発生した場合の対応について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの要請により、各府省庁は、所管する業界において小規模な患者の集団（クラスター）*が発生した場合には、その原因究明及び分析を行い、再発防止策を検討することとされました。

そのため、一般廃棄物行政主管部（局）におかれましては、貴管内市区町村において一般廃棄物処理に携わる関係者（市区町村職員、委託業者、許可業者等）でクラスターが発生した場合に、市区町村から廃棄物適正処理推進課に御連絡くださいますよう、貴管内市区町村に御周知をお願いいたします。また、産業廃棄物行政主管部（局）におかれましては、貴管内産業廃棄物処理業者でクラスターが発生した場合に、貴部（局）にその情報が提供されるよう、貴管内産業廃棄物処理業者に御周知をいただくとともに、貴部（局）から廃棄物規制課にその情報を御連絡くださいますよう御協力をお願いいたします。

※「小規模な患者の集団（クラスター）」とは・・・

同一の感染源で5人以上の陽性者が発生した場合を想定しています。なお、感染源や感染経路は、保健所において特定することとなります。

（一般廃棄物に係る連絡先）

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

担当：伊藤、越智、用品

TEL：03-3581-3351

E-Mail：hairi-haitai@env.go.jp

（産業廃棄物に係る連絡先）

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

担当：寺西、吉田

TEL：03-5501-3157

E-Mail：hairi-sanpai@env.go.jp